

ましたが、議会に求められるものは時代により異なり、議会改革に終わりはありません。「大洲市議会基本条例」の検証により挙げられた課題等についても、引き続き調査・検討を行う必要があります。

今後も、市民福祉の増進と市政の発展のため、更なる議会活性化の推進が図られ、議会の機能発揮と市民の皆様が開かれた、より透明性の高い議会となることを切に希望しまして、議会活性化特別委員会の最終報告とします。



行政視察の様子（福岡県八女市）

肱川流域治水対策特別委員会 中間報告（要約）

委員長 宇都宮 宗康

当委員会は、当市の安全・安心の確保と清流肱川の復活に資することを目的に設置され、これまで12回の委員会と8回の行政視察を実施し、治水対策について調査・検討を行ってきました。

肱川は大洲盆地から下流は勾配が緩く、河口付近も山が河川に迫り川幅が狭いため、洪水による甚大な被害をもたらしてきました。

このため国・県では、平成16年5月、河道の整備、山鳥坂ダムの建設、鹿野川ダム改造事業を3本柱とした肱川水系河川整備計画を策定し、概ね30年をかけて治水対策に取り組むこととされました。これと並行して市では、平成25年3月に肱川減災対策計画を策定し、内水による浸水被害の軽減などを目的に、ポンプ排水や排水路整備などのハード対策や、情報伝達手段の多重化などのソフト対策に取り組んでいます。

しかし、これらの対策の達成を見ないまま、あの災害の日を迎えたのです。平成30年7月7日に襲った洪水は、大洲市における戦後最大規模の災害と言われ、暫定堤防7か所すべてからの越流、東大洲地区の二線堤の越流など、浸水面積約1,372ha、浸水建物約4千棟、関連死を含め5名もの尊い命を奪う大災害となりました。

大洲市議会では、治水対策や被災住民への支援など、災害からの復旧・復興を目指すため、発災直後の平成30年9月に、10項目の要望を意見書としてまとめ国・県に提出し、当委員会としても、より治水対策に特化した意見書を取りまとめることとしました。

その内容は、①肱川水系河川整備計画の対象区間の見直し、②内水対策の充実、③河床掘削と河道内立竹木伐採の積極的な実施、④民間活力を導入した河川堆積土砂の撤去、⑤詳細な堤防点検の実施、⑥鹿野川ダム、野村ダムのダム操作規則等の見直しと流域住民

への周知の6項目です。これらを委員会提出議案として平成30年12月議会に提案し、全会一致で可決され、平成31年1月9日には県知事をはじめ、県議会議長など関係機関へ要望活動を行いました。

令和元年12月には、肱川水系河川整備計画が変更され、激特事業が採択されたことにより、「緊急的対応」「概ね5年後までの対応」「概ね10年後までの対応」の3段階の対応として、再度災害防止に取り組む「肱川緊急治水対策」に着手することになり、令和10年度頃には、平成30年7月洪水と同規模洪水は安全に流下させることができることとされたのです。

緊急的対応としては、河道掘削、樹木伐採、暫定堤防の一部かさ上げ、ダム操作規則の変更。5年後までの対応としては、激特事業による肱川中下流部での築堤、暫定堤防のかさ上げなどによる流下能力の向上、野村ダム・鹿野川ダムの操作規則の変更など。10年後までの対応としては、山鳥坂ダムの完成とともに更なる河川整備